

中期経営計画(2018-2027年度)

日本小型船舶検査機構

I. はじめに

1. 日本小型船舶検査機構(JCI)の業務

JCIは、船舶安全法に基づき昭和49年に国が全額出資した認可法人として設立され、小型船舶の安全検査を実施する国の代行機関として検査業務を開始しました。その後、平成14年から小型船舶の登録等に関する法律に基づく登録測度業務が、また、平成17年から海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく原動機放出量確認等業務が加わり、小型船舶にかかる国の代行業務をワンストップサービスとして提供してきました。

また、JCIは、第二次臨時行政調査会の答申を受け昭和62年に国からの出資金を全額国庫返還する等の措置を講じ、いわゆる「自立の原則」に則った民間法人となり、以来国からの財政支援を受けることなく、国が定めた手数料による収入を主な収入源として自立経営を行っています。

2. JCIを取り巻く環境

①JCIの現状

JCIの検査を受けている小型船舶(以下「在籍船」)は、平成29年度末現在、特殊小型船舶を含むプレジャーボート等約23万6千隻、小型兼用船・遊漁船約7万隻、小型漁船約4千隻、その他約2万8千隻の約33万7千隻であり、全国各地に多数散在しています。

JCIは、平成30年4月1日現在、本部及び支部(全国31支部)に192人の常勤職員(嘱託を含む。)を配置し、国の代行機関として検査、登録測度及び原動機放出量確認等の業務(以下「検査等業務」)を実施し、小型船舶の安全確保や海洋汚染の防止に努めています。

一方、わが国のプレジャーボート市場の長期的・構造的な低迷により、JCIの在籍船は、平成12年度末の約55万隻をピークに約4割減少しています。また、検査手数料が平成12年4月以降ほぼ実質据え置かれているために、検査等手数料収入も約3割減少しています。

さらに、現在の小型船舶の所有者の4割が60歳以上であることに加えて、若者の「海離れ」が進んでいることを考えると、今後も在籍船及び検査等手数料収入の減少が続くものと予想され、JCIを取り巻く経営環境は引き続き厳しい状況が続くものと見込まれます。

②海難の現状と未然防止策の必要性

昭和49年の設立以来、JCIは法令に基づき小型船舶の検査を着実に実施してきましたが、一方で、小型船舶の海難事故(死者・行方不明者を伴う重大事故を含む)は依然として頻発しており、船舶事故隻数全体の約8割(平成25～29年の総計)を占めています。これらの海難事故には、発航前点検不足や整備不良を背景とする機関故障等ハード要因の海難事故も相当数存在しています。

また、検査時期が到来しても受検しない小型船舶(以下「未受検船」)が毎年約2万隻あると推定され、モラル(法令遵守)ハザードが拡大している懸念もあります。

こうした状況を改善するため、JCIは、国等の関係機関と協力して海難事故の未然防止、安全思想等の啓蒙・指導及び受検促進のための活動を精力的に、かつ継続して実施する必要があります。

3. JCIの取り組み

在籍船の減少に伴い検査等手数料収入が大幅に減少するなか、引き続き国の代行機関としての責務を的確に果たしていくために、JCIはこれまで2次にわたる経営改善計画(平成14～20年度)及び中期経営計画(平成22～29年度)(以下「前中計」)を実施し、組織の見直し、役職員の削減、給与の見直し等による大幅なコスト削減及び受検促進や新規業務の開拓による収入増に役職員一丸となって取り組んできました。

その結果、現在は企業会計ベースで黒字を維持してきていますが、2. で述べたとおり、検査等手数料収入の減少が今後も続く予想されるなかで、さらなる経営改善を進める必要があります。

Ⅱ．中期経営計画

〔基本理念〕

JCIは、中期経営計画を定め、小型船舶に関する国の代行業務を的確かつ公正・公平に実施するとともに、健全かつ安定した業務運営を継続して実施することにより、小型船舶の安全確保、海洋汚染の防止及び小型船舶の健全な利用促進に貢献します。また、民間法人としての利点を十分に活用し、受検者サービスの向上に努めます。

〔基本方針〕

(1) 小型船舶に関する国の代行業務を的確かつ公正・公平に実施します。

国の代行機関として検査等業務を的確かつ公正・公平に実施することにより、小型船舶の安全の確保、海洋汚染等の防止及び小型船舶の健全な利用促進に貢献します。

(2) 国の代行機関として健全かつ安定した業務運営を継続します。

厳しい経営環境下においても検査等業務を将来にわたり継続的に実施するため、組織・体制や業務方法の見直し等を行い、業務効率の向上を図ることにより、健全かつ安定した経営基盤の維持に努めます。

(3) 民間法人としての利点を十分に活用し、受検者サービスの向上に努めます。

受検の機会等を通じて小型船舶の安全確保及び小型船舶の健全な利用促進に関する啓発・情報提供を行うとともに、情報通信技術 (ICT) の活用等により受検の利便性を高めるなど、受検者サービスの一層の向上に努めます。

〔中期経営計画の期間〕

中期経営計画の期間は、2018年度から2027年度までの10年間とし、2018年度から2022年度までを前期、2023年度から2027年度までを後期とします。

前期・後期を通じて以下の具体的施策に取り組むものとしますが、後期については、前期の業務量や検査等手数料収入の動向、施策の実施状況等を踏まえ、必要に応じ、具体的な施策の追加見直しを行います。

〔具体的な施策〕

1. 国の代行業務等の的確な実施及び業務の質の維持・向上

国の代行機関として検査等業務を的確かつ公正・公平に実施できるように、技術の進展等に対応した検査基準等の充実・高度化、人材の確保・育成等に努めるとともに、業務量の減少に対応して見直しを予定している人員においても的確かつ安全に検査等業務ができるように、必要な環境整備を行います。また、国の代行業務のノウハウを生かし、小型船舶の安全確保等に対する社会的な要請に応えます。

(1) 的確かつ公正・公平な検査等業務の実施（前中計から継続(以下「継続」)）

国の代行業務の的確かつ公正・公平な実施を図るため、技術の進展、社会的な要請、国際的な安全・環境基準及びISO規格等の動向に対応して検査基準等の充実・高度化に努めるとともに、規程類の制定・改正にあたっては、その周知・徹底等を確実にを行い、検査等業務を適切かつ確実に実施します。

(2) 人材の確保・育成（継続）

検査等業務の質の維持・向上を図るための研修を充実・強化し、業務量の減少に対応して見直しを予定している人員においても、的確な検査等業務の執行が可能となる人材の確保・育成に努めます。特に、経験の浅い新規採用の検査員に対する研修の強化等を行います。また、退職者の発生に対応して新規採用を含め必要最少の人材を確保するとともに、非常勤嘱託職員を有効に活用します。

(3) 業務実施環境の向上（新規の施策(以下「新規」))

業務量の減少に対応して見直しを予定している人員においても、的確かつ安全に検査等業務が執行できるように、検査等業務に使用する業務用車の安全対策、運転者の健康管理や運転時間管理の充実強化を図ります。

(4) 検査等業務に関する情報セキュリティの強化及び情報の有効活用（前中計から見直し(以下「見直し」))

昨今の情報漏洩問題等を踏まえて情報セキュリティの一層の強化を図ることにより、受検者等の個人情報適切に管理・保護しつつ、国の代行機関として検査等業務に関する情報が各種国土交通施策に有効活用されるよう国への情報提供に努めます。

(5) 国の代行業務のノウハウを生かした貢献（新規）

国の代行業務のノウハウを生かして、小型船舶の安全等に関する業界標準策定に対する助言や第三者認証の実施等の社会的な要請に応えることにより、小型船舶の総合的な安全確保等に寄与します。

(6) 受検者等への調査研究成果に関する情報提供（継続）

技術の進展や事故発生状況等を踏まえた調査研究を実施し、技術基準の策定・見直し、事故の防止等に役立つ情報等の整備・提供に努めます。

(7) 監査の充実（継続）

支部業務に対して、本部職員による調査・指導等の内部監査を計画的に実施し、業務の質及び職員の資質の向上と不適合の発生防止に努めます。また、国の監査や外部監査についても、指摘事項に適切に対応します。

2. 業務運営の効率向上

小型船舶を取り巻く環境が厳しいなか、国の代行機関として健全かつ安定した業務運営を継続するため、中期経営計画期間中の業務量等の予測をもとに、組織・体制の見直しや効率的な業務のあり方を計画し実施します。なお、その間に経営環境が激変等する場合には、適宜見直しを行います。

(1) 業務量・収入の予測(図1参照)（見直し）

業務量及び検査等手数料収入は、2017年度(平成29年度)に比べて、中期経営計画の前期最終年度の2022年度においては約1割、後期最終年度の2027年度においては約2割減少すると予測されます。

なお、検査等手数料収入がピークであった1997年度(平成9年度)との比較では、2022年度及び2027年度の検査等手数料収入はいずれも5割前後に減少すると予測されます。

(2) 組織・体制の見直し（見直し）

①本部体制の見直し

検査等の業務執行体制の運用管理の効率化を図るため、本部の組織・体制について必要な見直しを行います。

②支部の統合

前中計に引き続き、年間業務量が必要検査員相当で2人以下に減少する支部について、行政サービス水準を原則保持しつつ、近隣の支部との統合を含めた組織の見直しを行います。

見直しにあたっては、前中計における秋田及び高知支部の近隣の支部との統合(青森支部については管轄区域を一部変更)の効果や問題点の検証、今後の各支部の業務量の動向、業務効率化の施策の進捗状況等を踏まえて、近隣支部との段階的な統合や管轄区域の変更等を検討します。

(3) 人員の削減(見直し)

①本部常勤職員の人員の見直し

組織・体制の見直しに基づき、本部常勤職員の人員の見直しを行います。

②支部常勤検査員の人員の見直し

支部の常勤検査員総数を、中期経営計画の前期最終年度の2022年度年初までに、2018年度(平成30年度)年初と比べて12人削減します。

2023年度以降の後期については、前期の業務量や検査等手数料収入の動向、施策の実施状況等をレビューしつつ、業務量に応じた人員の適正化を検討します。

[参考]	2018年度年初における支部の常勤検査員総数	:150人
	2022年度年初における支部の常勤検査員総数(計画)	:138人

(4) 経費の削減(見直し)

①役職員給与の削減

役職員給与については、これまでに役職員俸給・期末勤勉手当の引下げ、各種諸手当の廃止等により削減を図ってきましたが、業務量に応じた人員の適正化を図ることによって、さらなる給与総額の圧縮に努めます。

上記(3)②の支部の常勤検査員総数の削減により、2022年度末までに、2017年度(平成29年度)と比べて概ね1割程度の圧縮が見込めます。

②業務費の削減

業務費については、前中計に引き続き、節約努力を継続していきます。

(5) 効率的な業務の実施

①情報通信技術(ICT)を本格活用した業務用システムの導入(新規)

業務量の減少に対応して見直しを予定している人員においても検査等業務を的確に執行できるように、主要な業務用システムである「小型船舶検査情報システム(CIS)」及び「小型船舶登録情報システム(CRS)」について、システムの大幅な改修を行うとともに、情報通信技術(ICT)を本格活用することにより、業務効率の向上を図ります。

システムの大幅改修は2期に分けて実施し、OSの更新に伴う第1期のシステム改修は2018年度(平成30年度)及び2019年度(平成31年度)の2ヵ年で実施しています。

第2期のシステム改修においては、検査情報の電子化、業務のさらなる協業化等に対応した新システムを開発することにより、検査等の事務処理の大幅な合理化を図ります。

また、出張先等遠隔でも検査等の事務処理が行えるように、モバイル端末の利用が可能なシステムを構築します。

②検査情報の電子化の推進（見直し）

上記のモバイル端末には、検査現場で効率的に必要な書類等の情報を電子的に把握できる機能を組み込みます。また、承認図書等の効率的検索を図るため、承認図面の電子的な記録・保存を進め、運用します。

③支部内協業化等の推進（新規）

業務量の減少に対応して見直しを予定している人員においても検査等業務を的確に執行できるように、支部内の検査事務の協業化や隣接支部間の応援体制の強化を進め、さらなる業務効率の向上、業務負荷の軽減・平準化及びJCI全体のセーフティネット機能の確保を図ります。また、中期経営計画後期においては、第2期のシステム改修後の新業務用システムを活用して、さらなる協業化等を進め、受検者サービス水準の維持向上を図ります。

④検査等業務の合理化の推進（新規）

業務量の減少に対応して見直しを予定している人員においても検査等業務の実効性を高め、かつ受検者及び検査員の双方の負担を軽減するために、検査等業務の合理化を推進します。

3. 小型船舶の健全な利用促進と受検者サービスの向上

民間法人としてのJCIの利点を活用し、現在及び未来の船舶所有者に対して、海洋レジャーや小型船舶の安全確保に関する啓発・情報提供をきめ細やかに行うとともに、情報通信技術（ICT）等を活用して受検の利便性を高めることにより、受検者サービスの一層の向上に努めます。

(1)国土交通施策への貢献（継続）

小型船舶の安全や登録・測度等に関して国が行う各種キャンペーン等に積極的に参画します。

小型船舶の安全や登録・測度等に関する情報を支部窓口での資料配布やホームページへの掲載等を通して提供します。

(2)小型船舶需要の維持・拡大のための取り組み（新規）

①小型船舶所有者への海洋レジャー情報等の提供

小型船舶の所有者に長く船舶に乗り続けてもらえるよう、また、新たに小型船舶の所有者になってもらえるよう、海洋レジャー情報や安全航行等に関する情報をホームページやマリンイベント等で発信するとともに、支部窓口や受検の機会にこれらの情報を所有者に適切にアドバイスできるような役割を検査員等が果たせるように努めます。

②国や他団体との協力

国や海洋レジャーの振興に関する団体と協力し、マリンイベントに積極的に参加するとともに、海洋レジャー振興に資する情報の収集や発信を積極的に行います。

(3)受検促進を通じた安全性向上のための啓発活動

①受検促進を通じた小型船舶の安全確保（見直し）

毎年約2万隻の小型船舶が、検査時期が到来しても受検していない等モラル（法令遵守）ハザードが依然発生していることを踏まえ、国土交通省、海上保安庁、警察庁等関係官庁とも適切に連携しつつ、未受検船に対する受検促進を引き続き積極的に進めることにより、小型船舶の安全確

保を図ります。

具体的には、小型船舶の所有者に対し検査時期に合わせて受検案内を送付するとともに、未受検船の所有者に対しては、適切なタイミングで受検促進案内を再度送付する等効果的な受検促進を行います。

②未受検船を少なくするための啓発活動（継続）

受検促進活動の一環として、小型船舶の受検の必要性を伝える資料やリーフレットを作成し、関係者への配布、ホームページへの掲載等を通じて小型船舶の安全性の向上に関する一層の啓発に努めます。

(4)受検者サービスの向上

①情報通信技術(ICT)等を活用した受検者サービスの向上（新規）

スマートフォンの普及等ライフスタイルの変化に合わせて、受検者等にやさしいサービスを提供できるよう努めます。

2017年度(平成29年度)には、受検者等への情報発信機能の充実を図るため、スマートフォンでも見やすいホームページにリニューアルしました。

今後も、情報通信技術(ICT)の進歩等を踏まえて、機能やコンテンツの充実を図り、受検の利便性を高めます。

②受検者等からの問合せや意見・要望への対応（継続）

受検者等からの問合せや意見・要望(以下「問合せ等」)に適切に対応するとともに、業務改善に資する情報を把握するため、本部にお客様相談室を設置し専属職員を配置しています。

今後も、問合せ等に適切に対応するとともに、業務改善に資するため本部・支部において情報を共有するとともに、多く寄せられた問合せをFAQ(よくある質問)形式でホームページにおいて紹介する等により、受検者等の満足度が向上するよう努めます。

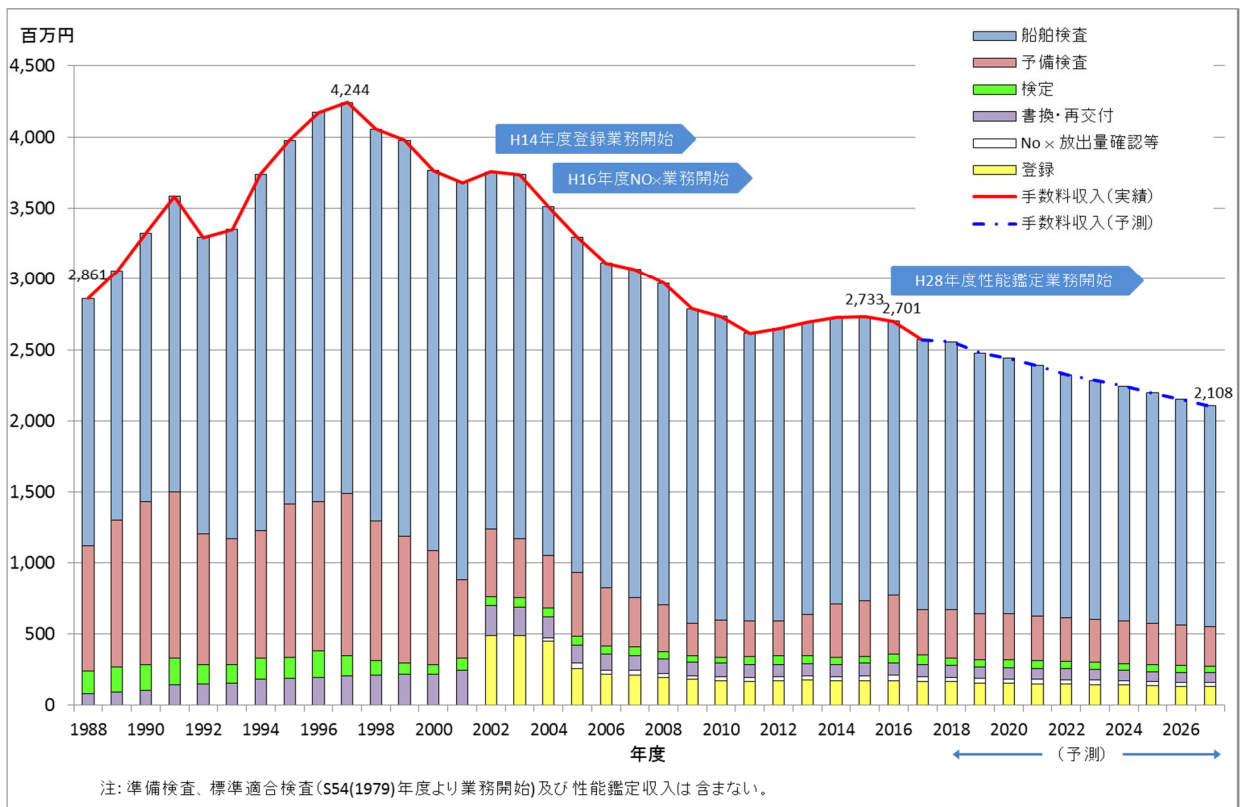


図1 検査等手数料収入の推移